

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考 (車種の一例)		
			3 か 月 (別表 3)	3 か 月 (別表 4)	6 か 月 (別表 5)	1 年 (別表 6)	1 年 (別表 7)	初回	二回目 以降			
運送事業用	旅客自動車	軽自動車	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー		
			○					2年	←	福祉タクシー		
	貨物	GVW 8t 以上	○	○				1年	←	貨物運送事業者のトラック (三輪車を含む)		
		GVW 8t 未満	○	○				2年	1年			
		軽自動車				●		2年	←			
	霊柩	二輪自動車					●	3年	2年			
		通常タイプ	○					2年	←	霊柩車		
定員 11 人以上		○					1年	←	霊柩車 (バス形状)			
	軽自動車				●		2年	←				
レンタカー	貨物	GVW 8t 以上	○	○				1年	←	トラック (三輪を含む)		
		GVW 8t 未満	○	○				2年	1年			
		軽自動車			○			2年	←			
	乗用	定員 11 人以上	○					1年	←	バス、幼児専用車 (大人定員換算で11人以上に限る)		
		幼児専用車	○					1年	←			
		普通・小型自動車			○			2年	1年			
	二輪	軽自動車			○			2年	←			
		三輪自動車	○					2年	1年			
		小型自動車						2年	1年	250ccを超えるバイク (三輪バイクを含む)		
	特種※	検査対象外軽自動車				○		別表 5-2		なし	←	250cc以下のバイク (三輪バイクを含む)
		普通・小型自動車	○	○				2年	1年	キャンピング車等		
		貨物	GVW 8t 以上	○	○			1年	←	冷蔵冷凍車、タンク車等		
	GVW 8t 未満	○	○				2年	1年				
	軽自動車			○			2年	←				
	大型特殊※	GVW 8t 以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン		
		GVW 8t 未満	○					2年	1年	フォーク・リフト		
		貨物	GVW 8t 以上	○	○			1年	←	ポール・トレーラ ストラドル・キャリヤ		
		GVW 8t 未満	○	○				2年	1年			
		検査対象外軽自動車	○					なし	←		そり付、カタピラ付軽自動車	
	家用自動車	貨物	GVW 8t 以上	○	○				1年	←	トラック (三輪車を含む)	
GVW 8t 未満					○			2年	1年			
軽自動車						●		2年	←			
乗用		定員 11 人以上	○					1年	←	バス、幼児専用車 (大人定員換算で11人以上に限る)		
		幼児専用車			○			1年	←	大人定員換算で10人以下に限る		
		普通・小型自動車				●		3年	2年			
二輪		軽自動車				●		3年	2年			
		三輪自動車			○			2年	←			
		小型自動車					●	3年	2年	250ccを超えるバイク (三輪バイクを含む)		
特種※		検査対象外軽自動車					●	なし	←	250cc以下のバイク (三輪バイクを含む)		
		GVW 8t 以上	○	○				2年	←	消防車、救急車、警察車、採血車、 車いす移動車、キャンピング車等		
		GVW 8t 未満			○			2年	←			
		貨物	GVW 8t 以上	○	○			1年	←		タンク車、コンクリートミキサー車、販売車、 冷蔵冷凍車、塵芥車、ポート・トレーラ等	
		GVW 8t 未満			○			2年	1年			
軽自動車					●		2年	←	冷蔵冷凍車、車いす移動車等			
大型特殊※		GVW 8t 以上	○					2年	←	ホイール・クレーン		
		GVW 8t 未満			○			2年	←	フォーク・リフト		
		貨物	GVW 8t 以上	○	○			1年	←	ポール・トレーラ ストラドル・キャリヤ		
		GVW 8t 未満			○			2年	1年			
		検査対象外軽自動車			○			なし	←		そり付、カタピラ付軽自動車	

- 注意 1. 点検整備記録簿の保存期間●印：2年、○印：1年
 2. GVW とは車両総重量を示す
 3. 別表 4 は被けん引自動車 (トレーラ) に限る

※積載量が指定されている車両の有効期間は、車両総重量 8 t 未満の車両のみ、初回が 2 年となる